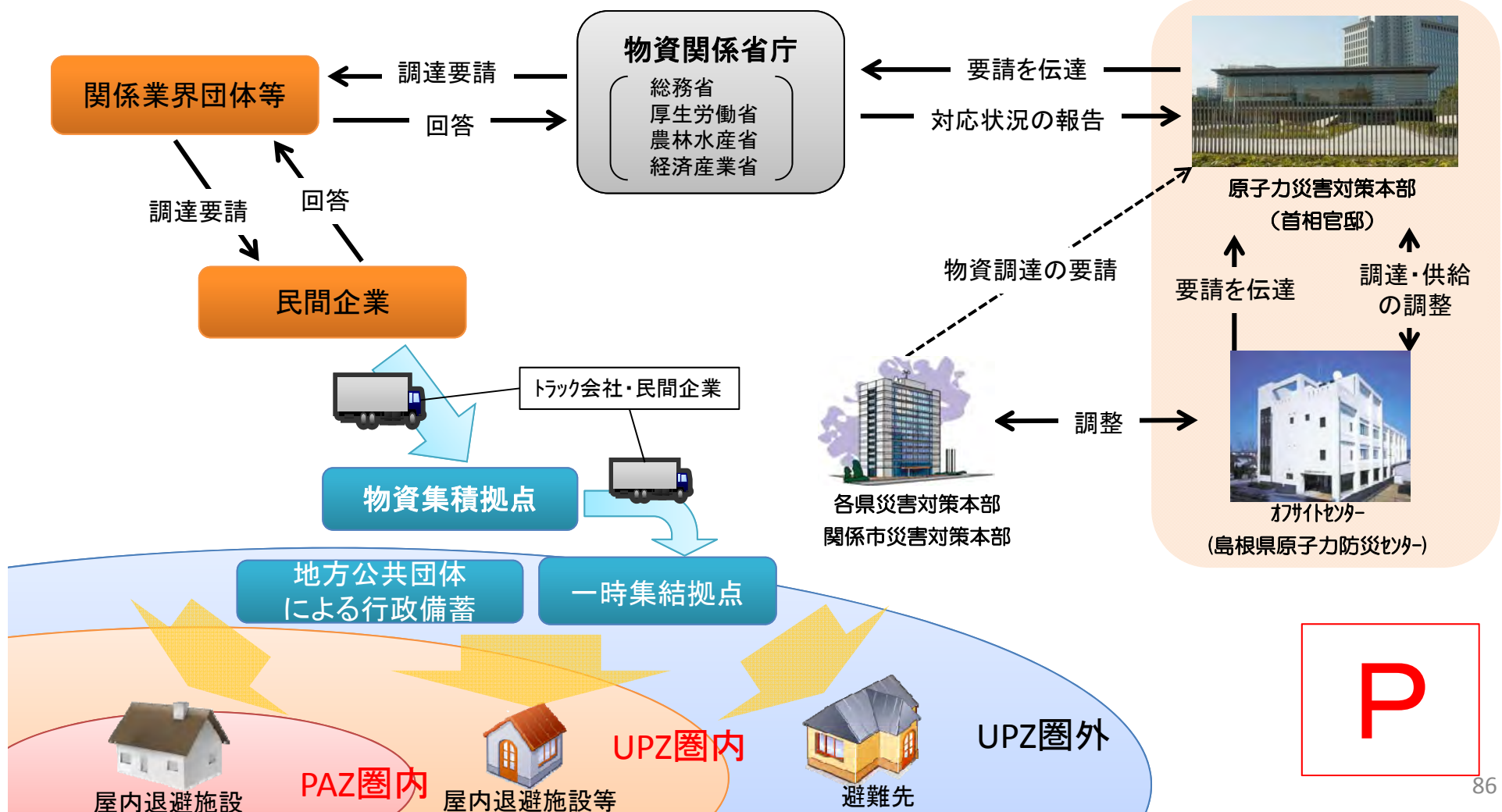


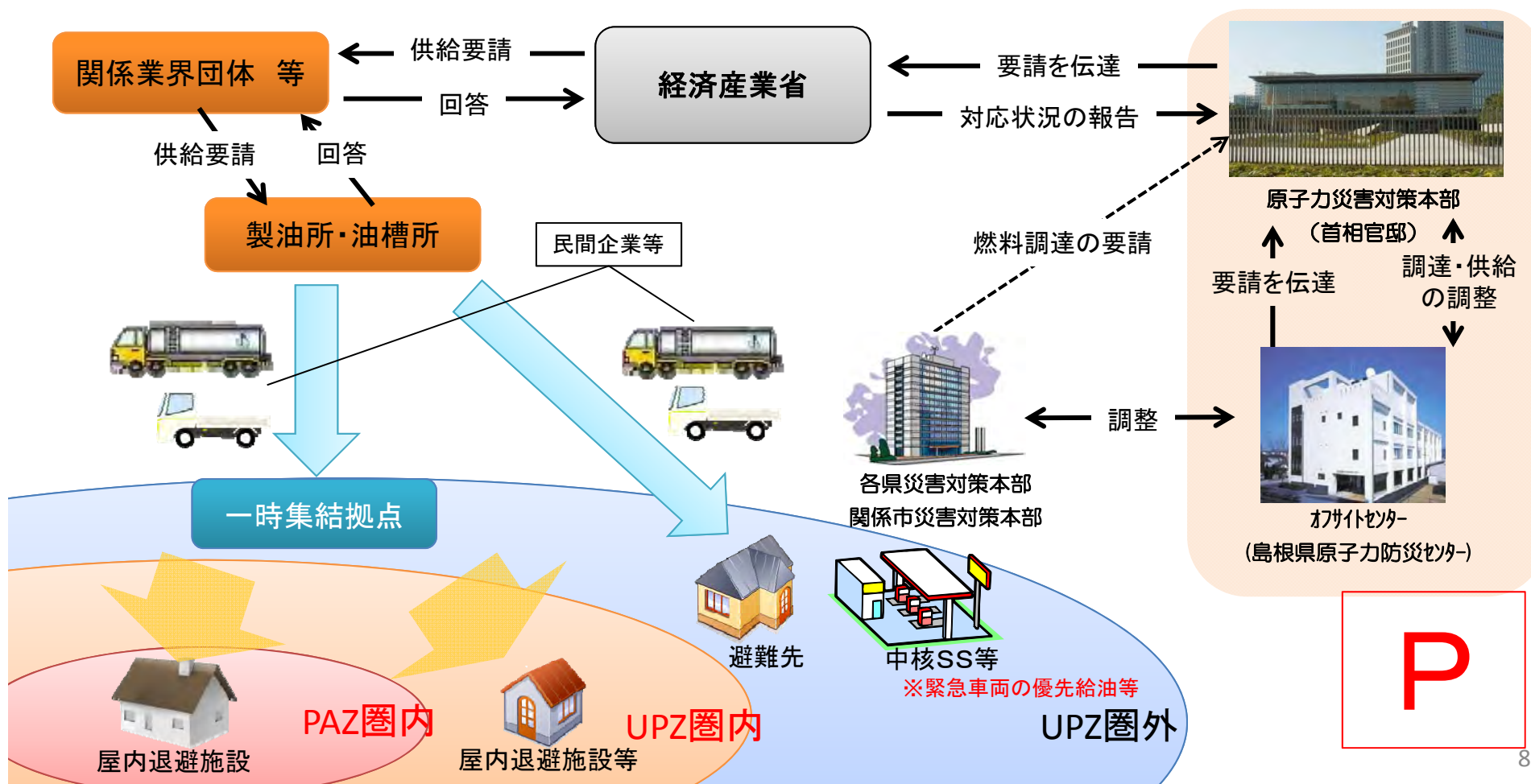
国による物資の供給①（食料等）

- ▶ 県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- ▶ 要請を受けた原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



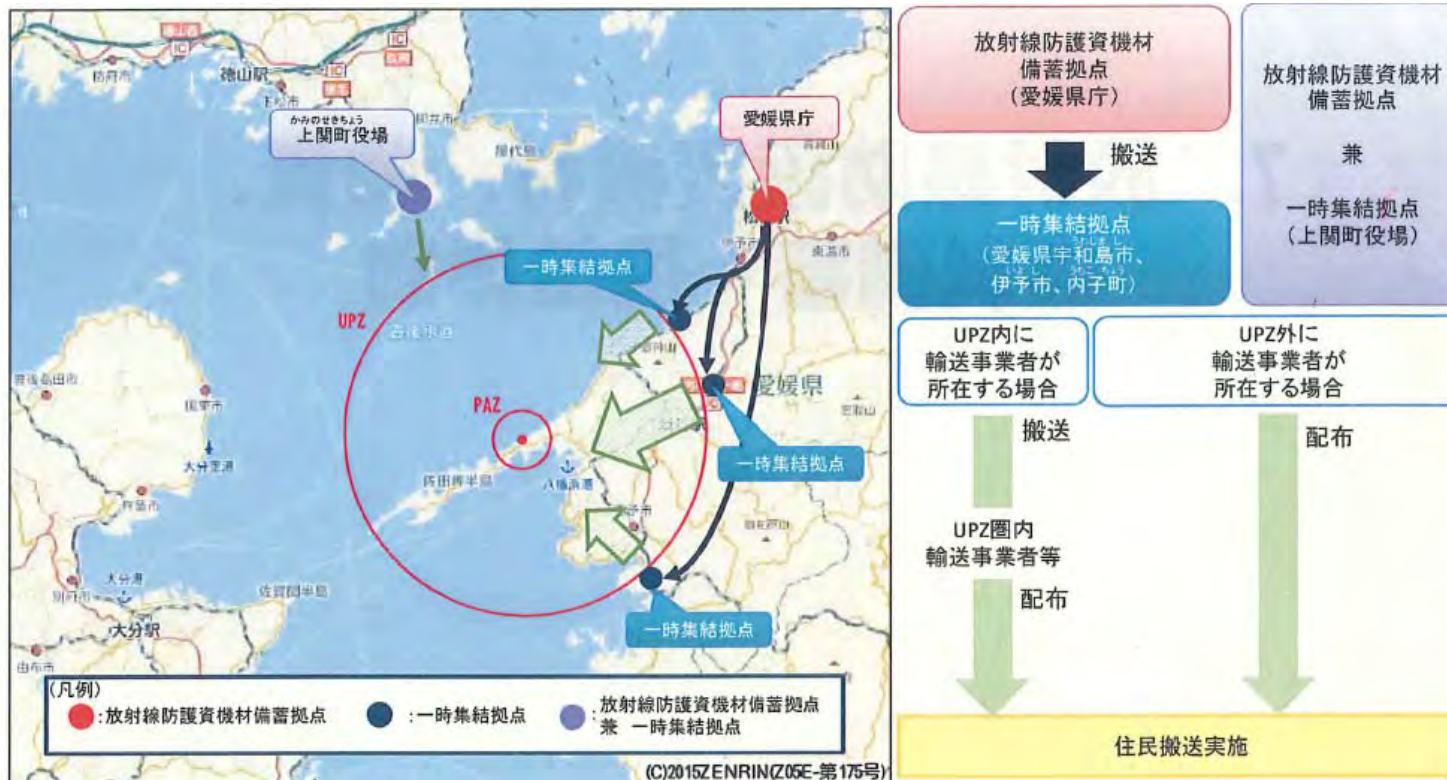
国による物資の供給②（燃料等）

- ▶ 県及び関係市が備蓄している燃料が不足する場合、県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- ▶ 要請を受けた原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



- 県、関係市に備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- ▶ 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。
- ▶ 国は、県又は関係市からの物資調達の要請に基づき、物資の供給を確保し、輸送を開始。
- ▶ 県又は関係市が、物資の要請を行うことが困難な場合は、要請がなくても物資の供給を確保し、輸送を開始。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

P

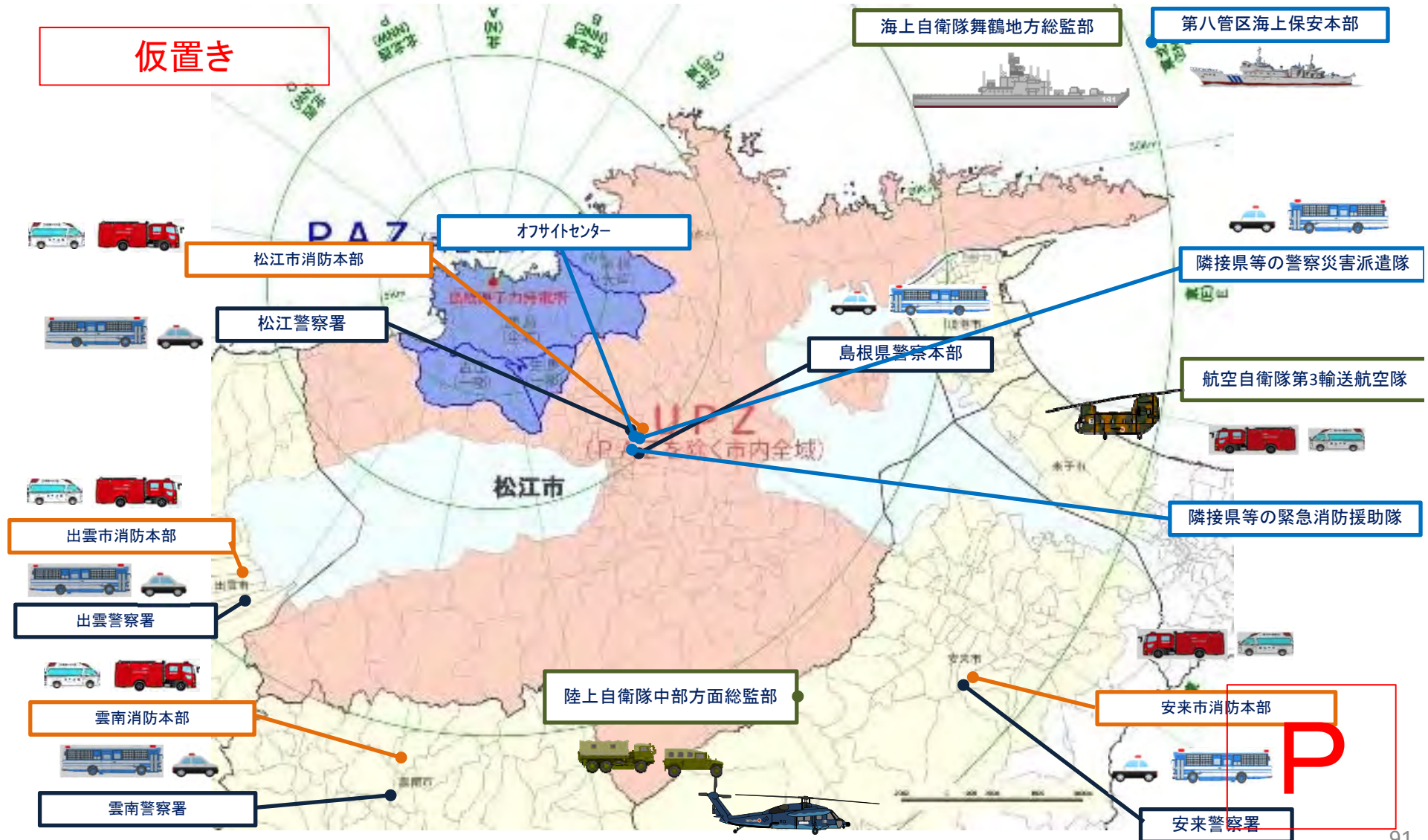
14. 国の実動組織の支援体制

<対応のポイント>

実動組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）は、不測の事態に島根県、鳥取県、関係市からの正式な手続きによる要請等により、各種支援を可能な範囲で実施する。

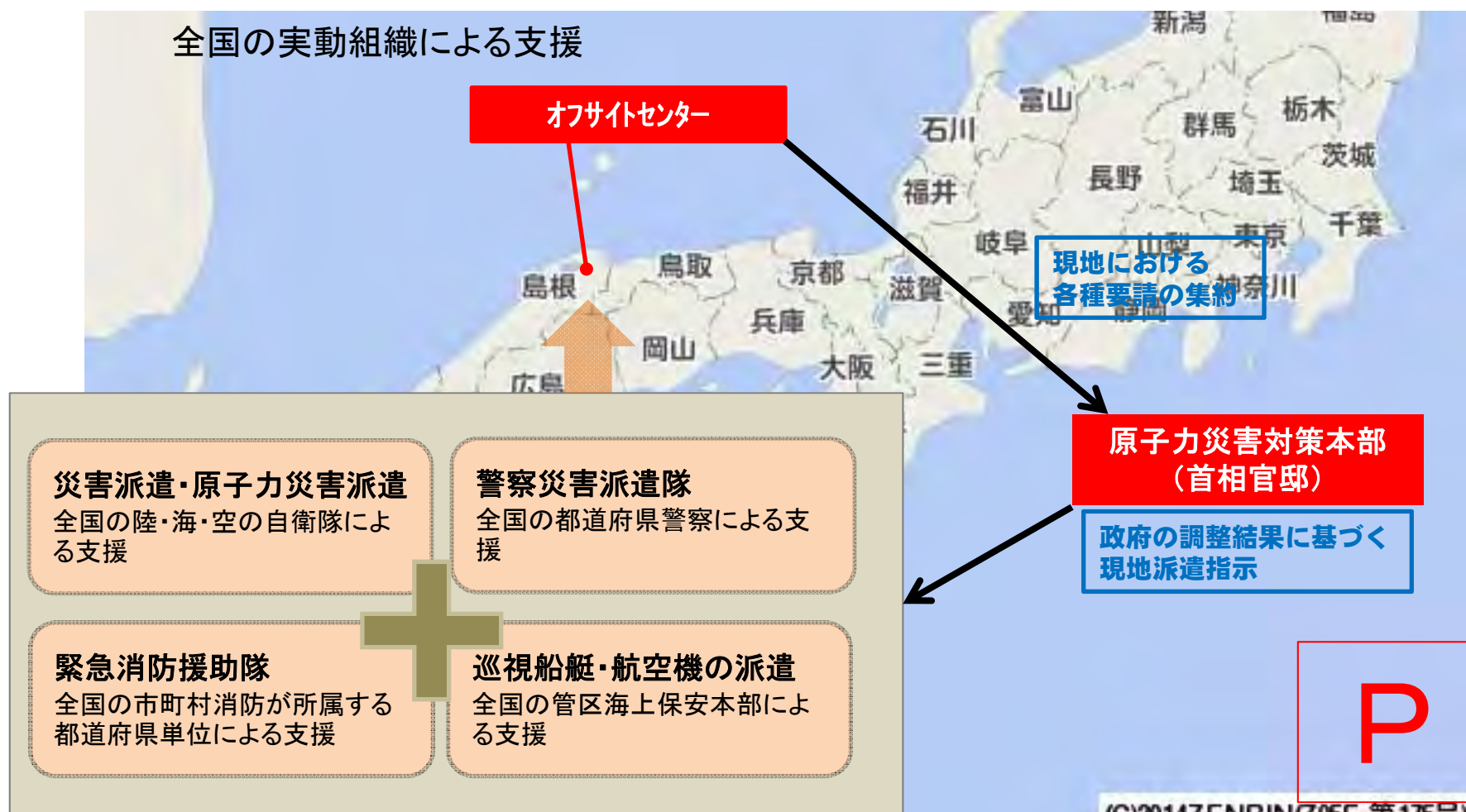
島根地域周辺の主な実働組織の所在状況

- ▶ 不測の事態の場合は、島根県、島根県及び関係市からの要請により、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による各種支援を必要に応じて実施。



実動組織の広域支援体制

- ▶ 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県、関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による支援を実施。



- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両による避難ができない場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による各種支援を必要に応じて実施（放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用）。



仮置き

P